

令和7・8年度建設コンサルタント等業務希望調査の実施について

独立行政法人都市再生機構西日本支社における令和7・8年度建設コンサルタント等業務希望調査を次のとおり行うこととしたのでお知らせします。

本調査は、次回の定期受付による建設コンサルタント等業務希望調査の実施までの間（最大2か年分）の指名の基礎資料とします。

各本部等で行う指名競争入札については、令和3年3月以降順次、電子入札システムによる入札手続きに移行しました。希望調査資料提出者の皆様におかれましては、あらかじめ電子入札ICカードをご用意の上、利用者登録をお願いいたします。

利用者登録方法等につきましては、当機構「電子入札」のページをご参照ください。

(<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>)

1 調査対象業務区分等

- (1) 4 (1) ③の事務所において、令和7年8月25日（月）以降指名競争入札により発注が見込まれる建設コンサルタント等業務に係る業務区分（別掲）を対象とします
- (2) 調査は建設コンサルタント等業務希望調査資料（以下「調査資料」という。）の受付により行います。

2 調査資料の提出要件

当機構関西地区における令和7・8年度の競争参加資格の認定を受け、当本部が業務区分ごとに定める要件（地理的条件・技術的適性等）を満たしている者としてします。

なお、令和7・8年度の測量・土質調査・建設コンサルタント等業務競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより調査資料の提出を認めますが、当該資料受付業務区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された調査資料は無効とします。

3 調査資料の作成要領の交付

調査資料は当本部ホームページからのダウンロードにより令和7年7月7日（月）から交付します。

4 調査資料の受付

調査資料は、希望する業務区分ごとに作成し、それぞれの本部等ごとに提出が必要です。

(1) 定期受付

- ① 受付方法 簡易書留やレターパック等、追跡可能な方法による郵送

※持ち込み及び配送業者による提出は不可

② 受付期間

令和7年7月14日（月）から令和7年7月28日（月）まで（必着）

③ 送付場所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部調達管理課

建設コンサルタント等業務希望調査 担当者宛

※ 複数の業務区分について調査資料を提出する場合は、業務区分ごとに調査資料（調査票及び添付資料）をクリップ止めしてください。

（2）追加受付（随時）

① 受付方法 （1）①と同じ

② 受付期間

令和7年8月25日（月）から令和9年3月31日（水）まで

③ 送付場所

（1）③と同じ

（3）調査資料に関するヒアリング等

実績の確認等のため、後日ヒアリング等を行うことがあります。

5 その他

- （1）この調査は、調査対象業務の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。
- （2）提出された調査資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
- （3）提出された調査資料は、原則として返却しません。ただし、受付後、調査非対象者と判明した場合は、その旨を通知し、資料を返却します。
- （4）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

以 上

《本掲示に関する問合せ先》

業種 区分	業務区分	問い合わせ先 (独立行政法人都市再生機構西日本支社)	
建築 設計	保全建築設計	技術監理部	06-4799-1112 06-4799-1125
	耐震改修設計		
	保全・改修機械設備設計		
	保全・改修電気設備設計		
土木 設計	保全土木設計		
	保全造園設計		
建築 設計	建築積算		
土木 設計	土木設計		
	造園設計		
建築 監理	建築工事監理	技術監理部	06-4799-1138 06-4799-1150
	保全建築工事監理 (保全総合)		
	保全建築工事監理 (一般)		
	保全建築工事監理 (住棟改修)		
	保全機械設備工事監理		
	保全電気設備工事監理		
土木 監理	保全土木工事監理	住宅経営部環境整備課	06-4799-1086
	保全造園工事監理		
測量	測量	技術監理部	06-4799-1138 06-4799-1150
補償	事業損失補償 (旧名称：家屋調査)		
電子入札システム		電子入札ヘルプデスク	0570-021-777
申請書の提出方法		総務部調達管理課	06-4799-1035
競争参加資格の認定について			06-4799-1035

※お電話の際、「令和7・8年度建設コンサルタント等業務希望調査」の旨を伝えていただき、続けて「業種区分」・「業務区分」をお伝えください。

令和 7 ・ 8 年度調査対象業務区分表

I. 保全設計

業 種 区 分	業務区分	業務内容	参考 令和 6 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建 築 設 計	保全建築設計	居住中の共同住宅における保全工事に係る設計・積算業務 主な工事 外壁修繕工事（エントランス・共用部改修（簡便なもの）を伴うものを含む） 屋根断熱防水工事 建具等塗装工事 外回り建具改修工事 集会所修繕工事 他	14 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、及び和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 一級建築士事務所登録のある者であること。 2. 一級建築士の有資格者を 2 名以上有する者であること。 3. 機構又は公的機関から過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての完了実績が 1 件以上あること。 4. 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
	耐震改修設計	居住中の共同住宅における主として耐震改修工事に係る基本・実施設計、積算業務	0 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、及び和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 一級建築士事務所のある者であること。 2. 一級建築士の有資格者を 2 名以上有する者であること。 3. 機構又は公的機関から過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に下記の完了実績（①については元請としての完了実績）がそれぞれ 1 件以上あること。 ①居住中の共同住宅に係る耐震改修工事の設計業務 ②耐震改修設計について第三者機関による評価結果の取得 4. 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・ 一級建築士取得後実務経験 3 年以上の管理技術者を配置できること。

- ※ 1 共同住宅とは、RC 造又はSRC 造の共同住宅をいう。
- ※ 2 設計業務を実施した場合は、その者と資本又は人事面で関係がある者（※ 3）は当該設計業務に係る工事の入札に参加することができない。
- ※ 3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。
①当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- ※ 4 業務の実績は設計業務によるものに限る（積算業務の実績は認めない）。
- ※ 5 当該設計業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は認めない。
- ※ 6 別途、業務により配置技術者（再委託可）の配置等、個別の要件を求めることがある。
- ※ 7 機構支援業務（事務処理業務・発注等支援業務・設計品質確認等業務）受注者は、当該機構支援業務と直接関係しない者を担当技術者とする。
- ※ 8 一級建築士の有資格者数は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書「21 有資格者数」において申請した人数が当該人数を満足していること。

令和 7 ・ 8 年度調査対象業務区分表

I．保全設計

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 令和 6 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 設計	保全・改修機械設備設計	居住中の共同住宅における機械設備保全・改修 工事に係る設計・積算業務 主な工事 給水管修繕工事 排水管修繕工事 給水ポンプ修繕工事 排水ポンプ修繕工事 消防用設備修繕工事 機械式駐車装置修繕工事 中層エレベーター設置工事、耐震改修工 事、屋外環境整備工事等に附帯する機械設備改 修工事 他	7 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1． 以下の(1)～(3)のうち、いずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。なお、(3)については、一級建築士とその他の有資格者は、同一人物でなくてもよい。 (1) 建築設備士 (2) 設備設計一級建築士 (3) 一級建築士を必須とし、その他管工事施工管理技士、消防設備士（甲種）、技術士（機械部門又は衛生工学部門）のいずれか 2． 機構又は公的機関からの業務内容に記載した業務について、以下の(1)～(4)のいずれかの完了実績があること。 (1) 過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に元請としての完了実績が 1 件以上 (2) 過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に下請としての完了実績が 3 件以上 (3) 過去 5 年以内（令和 2 年度以降）に下請としての完了実績が 2 件以上 (4) 過去 5 年以内（令和 2 年度以降）に下請（機構発注に限る）としての完了実績が 1 件以上 3． 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項） ・ 建築基準法に係る法申請を伴う設計業務を実施する場合においては、一級建築士事務所登録のある者であることを条件とする。その際、設備設計一級建築士の配置を求める場合がある。 （法申請を伴わない設計業務を行う場合は、一級建築士事務所登録は条件としない。）
	保全・改修電気設備設計	居住中の共同住宅における電気設備保全・改修 工事に係る設計・積算業務 主な工事 消防用設備修繕工事 自家用電気工作物修繕工事 共用灯設備修繕工事 屋外灯設備修繕工事 内蔵蓄電池修繕工事 動力設備修繕工事 住宅用火災警報器修繕工事 インターホン設備修繕工事 電灯幹線改修工事 テレビ共同受信設備修繕工事 中層エレベーター設置工事、耐震改修工 事、屋外環境整備工事、給水ポンプ修繕工 事、エントランス改修工事に附帯する電気 設備工事 他	8 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、及び和歌山県のいずれかに所在する者であること	1． 以下の(1)～(3)のうち、いずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。なお、(3)については、一級建築士とその他の有資格者は、同一人物でなくてもよい。 (1) 建築設備士 (2) 設備設計一級建築士 (3) 一級建築士を必須とし、その他電気主任技術者、電気工事施工管理技士、消防設備士（甲種）、技術士（電気電子部門）のいずれか 2． 機構又は公的機関からの業務内容に記載した業務について、以下の(1)～(4)のいずれかの完了実績があること。 (1) 過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に元請としての完了実績が 1 件以上 (2) 過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に下請としての完了実績が 3 件以上 (3) 過去 5 年以内（令和 2 年度以降）に下請としての完了実績が 2 件以上 (4) 過去 5 年以内（令和 2 年度以降）に下請（機構発注に限る）としての完了実績が 1 件以上 3． 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。

土木設計	保全土木設計	居住中の共同住宅における土木保全・改修工事に係る設計・積算業務 主な工事 道路修繕等工事（街渠含む） 排水管路修繕等工事（汚水・雨水） 外柵（堀含む）修繕等工事（造園再整備工事以外のもの） 駐車場修繕等工事 法面・擁壁修繕等工事 橋梁修繕等工事 他	6 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、及び和歌山県のいずれかに所在する者であること	1. 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又は R C C M のいずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に次の (1) (2) のいずれかの業務内容について元請としての完了実績が 1 件以上あること。 (1) 共同住宅における土木施設の新築又は改修等工事の設計・積算業務 (2) 供用済みの道路又は下水道等土木施設の改修等工事の設計・積算業務 3. 当機構における令和 7・8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
	保全造園設計	居住中の共同住宅における造園保全・改修工事に係る設計・積算業務 主な工事 通路再整備工事（街渠含む） 広場再整備工事（外柵含む） 遊戯施設再整備工事 園地施設再整備工事 自転車置場再整備工事 ゴミ置場再整備工事 植栽再整備工事 案内板再整備工事 他	7 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、及び和歌山県のいずれかに所在する者であること	1. 技術士（総合技術監理部門又は建設部門（都市及び地方計画又は建設環境））、R C C M（造園又は都市計画及び地方計画）又は R L A のいずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関からの、共同住宅又は公園等に係る造園設計・積算業務について、以下の (1)～(4) のいずれかの完了実績があること。 (1) 過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に元請としての完了実績が 1 件以上 (2) 過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に下請としての完了実績が 3 件以上 (3) 過去 5 年以内（令和 2 年度以降）に下請としての完了実績が 2 件以上 (4) 過去 5 年以内（令和 2 年度以降）に下請（機構発注に限る）としての完了実績が 1 件以上 3. 当機構における令和 7・8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。

※1 共同住宅とは、R C 造又は S R C 造の共同住宅をいう。

※2 設計業務を実施した場合は、その者と資本又は人事面で関係がある者（※3）は当該設計業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 業務の実績は設計業務によるものに限る（積算業務の実績は認めない）。

※5 当該設計業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は認めない。

※6 別途、業務により配置技術者（再委託可）の配置等、個別の要件を求めることがある。

※7 機構支援業務（事務処理業務・発注等支援業務・設計品質確認等業務）受注者は、当該機構支援業務と直接関係しない者を担当技術者とする。

令和 7 ・ 8 年度調査対象業務区分表

Ⅱ．新規設計

業 種 区 分	業務区分	業務内容	参考 令和 6 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建 築 設 計	建築積算	共同住宅等における建築工事に係る積算業務 ・ 共同住宅建築工事 ・ 施設建築物建築工事 等	1 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、及び和歌山県のいずれかに所在する者であること	1. 建築コスト管理士又は建築積算士の有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関において過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に業務内容に記載した業務（数量積算を含む）と同種の元請としての完了実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。（補足事項（入札時の参加要件）） ・ 建築コスト管理士又は建築積算士取得後経験年数 5 年以上の管理技術者を配置できること。 ・ 建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有する照査技術者を別途配置できること。

- ※ 1 共同住宅とは、RC 造又はSRC 造の共同住宅をいう。
- ※ 2 設計等業務を実施した場合は、その者と資本又は人事面で関係がある者（※ 3）は当該設計等業務に係る工事の入札に参加することができない。
- ※ 3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。
①当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- ※ 4 当該設計等業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は不可とする。
- ※ 5 機構支援業務（設計品質確認等業務・基盤整備関連業務）受注者は当該地区における図面確認業務を行う者と設計者は異なる担当技術者とする。
- ※ 6 別途、業務により配置技術者（再委託可）の配置等、個別の要件を求めることがある。
- ※ 7 一級建築士の有資格者数は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書「21 有資格者数」において申請した人数が当該人数を満足していること。

令和 7 ・ 8 年度調査対象業務区分表

Ⅱ．新規設計

業 種 区 分	業務区分	業務内容	参考 令和 6 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
土 木 設 計	土木設計	共同住宅等に係る土木施設（道路、駐車場、排水（汚水・雨水）、擁壁、雑工作物等）工事、又は土木施設整備と建物等解体を複合的に行う工事の設計・積算業務	1 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、及び和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又は R C C M のいずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関において過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての完了実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
	造園設計	共同住宅・公園等に係る造園工事の設計・積算業務	3 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、及び和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 技術士（総合技術監理部門又は建設部門（都市及び地方計画又は建設環境））、R C C M（造園又は都市計画及び地方計画）又は R L A のいずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関からの業務内容に記載した業務について、以下の(1)～(4)のいずれかの実績が 1 件以上あること。 (1)過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に元請としての完了実績が 1 件以上 (2)過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に下請としての完了実績が 3 件以上 (3)過去 5 年以内（令和 2 年度以降）に下請としての完了実績が 2 件以上 (4)過去 5 年以内（令和 2 年度以降）に下請（機構発注に限る）としての完了実績が 1 件以上 3. 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。

- ※ 1 共同住宅とは、R C 造又は S R C 造の共同住宅をいう。
- ※ 2 設計等業務を実施した場合は、その者と資本又は人事面で関係がある者（※ 3）は当該設計等業務に係る工事の入札に参加することができない。
- ※ 3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。
①当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- ※ 4 当該設計等業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は不可とする。
- ※ 5 機構支援業務（設計品質確認等業務・基盤整備関連業務）受注者は当該地区における図面確認業務を行う者と設計者は異なる担当技術者とする。
- ※ 6 別途、業務により配置技術者（再委託可）の配置等、個別の要件を求めることがある。

令和 7 ・ 8 年度調査対象業務区分表

Ⅲ. 工事監理

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 令和 6 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 監理	建築工事監理	共同住宅（超高層建築物を除く、施設との複合建物を含む） 又は小規模施設の新築工事に 係る工事監理 ※小規模施設とは（延床面積 7,000 ㎡未満に限る）	0 件	本店又は最寄りの 支店・営業所が大阪 府・京都府・兵庫県・ 奈良県・滋賀県・和 歌山県のいずれかに 所在する者である こと。	1. 一級建築士の有資格者を 2 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に業務内容に記載した業務 について元請としての完了実績（地上 6 階以上の共同住宅）が 2 件以上あること。 3. 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・ 一級建築士取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続してい るものを管理技術者として配置できること。

- ※ 1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の共同住宅をいう。
- ※ 2 工事を受注した業者と資本又は人事面で関係がある者（※ 3）は業務を受注することができない。
- ※ 3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。
①当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- ※ 4 機構支援業務（工事監督業務（総主任））受注者は当該地区における工事監督業務を行う者と工事監理者は異なる担当技術者とする。
- ※ 5 一級建築士の有資格者数は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書「21 有資格者数」において申請した人数が当該人数を満足していること。

令和 7 ・ 8 年度調査対象業務区分表

Ⅲ. 工事監理

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 令和 6 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 監理	保全建築工事 監理（保全総合）	外壁修繕工事、その他これに類する居住中の共同住宅における総合修繕工事のうち、業務対象工事の工事費が 1 億円を超える工事監理 ※ 総合修繕とは、調査工事又は複数団地を対象とする外壁修繕等大規模修繕工事、若しくは外壁修繕に加えてその他の修繕工事（エントランス改修、屋根防水修繕等）を行う工事をいう。	7 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 一級建築士の有資格者を 3 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての完了実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・ 一級建築士取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者を管理技術者とし配置できること。
	保全建築工事 監理（一般）	外壁修繕工事、その他これに類する居住中の共同住宅における修繕工事の工事監理	5 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 一級建築士の有資格者を 2 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての完了実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・ 一級建築士取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者を管理技術者とし配置できること。
	保全建築工事 監理（住棟改修）	既存共同住宅に係る耐震改修工事（スリット設置など簡易なものを除く）、エレベーター設置工事、増築工事及びその他の住棟改修工事に係る工事監理	0 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 一級建築士の有資格者を 2 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての完了実績（RC 造又はSRC 造に限る）が 1 件以上あること。 3. 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・ 一級建築士取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者を管理技術者として配置できること。

- ※ 1 共同住宅とは、RC 造又は SRC 造の共同住宅をいう。
- ※ 2 工事を受注した業者と資本又は人事面で関係がある者（※ 3）は業務を受注することができない。
- ※ 3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。
①当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- ※ 4 機構支援業務（工事監督業務（総主任））受注者は当該地区における工事監督業務を行う者と工事監理者は異なる担当技術者とする。
- ※ 5 一級建築士の有資格者数は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書「21 有資格者数」において申請した人数が当該人数を満足していること。

令和 7 ・ 8 年度調査対象業務区分表

Ⅲ.工事監理

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 令和 6 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築 監理	保全機械設備工 事監理	居住中の共同住宅（付帯施設及 び屋外工作物を含む）の保全・ 改修工事に係る機械設備工事監 理	3 件	本店又は最寄りの 支店・営業所が大 阪府、京都府、兵 庫県、奈良県、滋 賀県及び和歌山 県のいずれかに所 在する者であるこ と。	1. 設備設計一級建築士、管工事施工管理技士、建築設備士、技術士（機械部門又は衛生工 学部門）のいずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に業務内容に記載した業務に ついて元請としての完了実績（ＲＣ造又はＳＲＣ造に限る）が 1 件以上又は、機構から 過去 5 年以内（令和 2 年度以降）に下請としての完了実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・ 建築設備士、設備設計一級建築士、技術士又は 1 級管工事施工管理技士の資格取得後 2 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 2 年以上継続している者を管理技術者として 配置できること。
	保全電気設備工 事監理	居住中の共同住宅（付帯施設及 び屋外工作物を含む）の保全・ 改修工事に係る電気設備工事監 理	7 件	本店又は最寄りの 支店・営業所が大 阪府、京都府、兵 庫県、奈良県、滋 賀県、及び和歌山 県のいずれかに所 在する者であるこ と。	1. 設備設計一級建築士、電気主任技術者、電気工事施工管理技士、建築設備士、技術士（電 気電子部門）のいずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に業務内容に記載した業務に ついて元請としての完了実績（ＲＣ造又はＳＲＣ造に限る）が 1 件以上又は、機構から 過去 5 年以内（令和 2 年度以降）に下請としての完了実績が 1 件以上あること。 3. 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・ 建築設備士、設備設計一級建築士、技術士、1 級電気工事施工管理技士又は電気主任技 術者の資格取得後 2 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 2 年以上継続している者 を管理技術者として配置できること。

- ※ 1 共同住宅とは、ＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅をいう。
- ※ 2 工事を受注した業者と資本又は人事面で関係がある者（※ 3）は業務を受注することができない。
- ※ 3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。
- ①当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- ②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- ※ 4 機構支援業務（工事監督業務（総主任））受注者は当該地区における工事監督業務を行う者と工事監理者は異なる担当技術者とする。

令和 7 ・ 8 年度調査対象業務区分表

Ⅲ.工事監理

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 令和 6 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
土木 監理	保全土木工事監理	居住中の共同住宅の保全・改修に係る土木工事の工事監理	7 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 1 級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）のいずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 15 年（平成 22 年度以降）に下記いずれかの業務について元請けとしての完了実績が 1 件以上又は以下①の下請けとしての完了実績が 2 件以上あること。 ①共同住宅に係る土木工事の工事監理 ②既成市街地における供用開始済み道路（道路法上の道路）、下水道の修繕、改修又は改良を含む土木工事の工事監理業務 3. 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・ 1 級土木施工管理技士又は技術士の取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 2 年以上実施している者を管理技術者として配置できること。
	保全造園工事監理	居住中の共同住宅の保全・改修に係る造園工事の工事監理	1 件	本店又は最寄りの支店・営業所が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県のいずれかに所在する者であること。	1. 1 級造園施工管理技士又は技術士（建設部門）のいずれかの有資格者を 1 名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去 15 年以内（平成 22 年度以降）に下記いずれかの業務について元請としての完了実績が 1 件以上又は下請としての完了実績が 2 件以上あること。 ①共同住宅に係る造園工事の工事監理 ②公園・緑道に係る造園工事の工事監理 3. 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 （補足事項（入札時の参加要件）） ・ 1 級造園施工管理技士又は技術士の取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 2 年以上実施している者を管理技術者として配置できること。

- ※ 1 共同住宅とは、RC 造又はSRC 造の共同住宅をいう。
- ※ 2 工事を受注した業者と資本又は人事面で関係がある者（※ 3）は業務を受注することができない。
- ※ 3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。
①当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- ※ 4 機構支援業務（工事監督業務（総主任））受注者は当該地区における工事監督業務を行う者と工事監理者は異なる担当技術者とする。

令和 7 ・ 8 年度調査対象業務区分表

IV.その他

業種 区分	業務区分	業務内容	参考 令和 6 年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
測量	測量	人口集中地区（D I D 地区） における測量業務	8 件	本店又は最寄りの 支店・営業所が大 阪府、京都府、兵 庫県、奈良県、滋 賀県、及び和歌山 県のいずれかに所 在する者であるこ と。	1． 測量士の有資格者を 1 名以上有する者であること。 2． 機構又は公的機関から過去 10 年以内（平成 27 年度以降）に業務内容に記載した業務に ついて元請としての完了実績が 1 件以上あること。 3． 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
補償	事業損失補償	工事の施工に伴う建物等の 損害等に係る事前調査、事後 調査、費用負担額算定及び費 用負担説明等	3 件	本店又は最寄りの 支店・営業所が大 阪府、京都府、兵 庫県、奈良県、滋 賀県、及び和歌山 県のいずれかに所 在する者であるこ と。	1． 補償業務管理士又は一級建築士の有資格者を 1 名以上有する者であること。 2． 機構又は公的機関から過去 10 年以内（平成 27 年度以降）に業務内容に記載した業務に ついて元請としての完了実績が 1 件以上あること。 3． 当機構における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。